

令和8年度「鈴鹿市暮らしの便利帳」協働発行业務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、行政情報、地域情報に企業等の広告を加えた市民向け情報誌「鈴鹿市暮らしの便利帳」(以下「便利帳」という。)を、鈴鹿市(以下「市」という。)と民間事業者等が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(便利帳の概要等)

第2条 便利帳は、市役所の組織や手続き等の行政情報及び観光・文化等の地域情報並びに広告により構成されたものとし、その規格等については、別紙の仕様書のとおりとする。

2 今回の発行後、特別な事情がない限り、少なくとも2年間は新たな便利帳を発行しないものとする。

(協働発行业務者の募集)

第3条 市は、協働発行业務者を市ホームページで公募するものとする。

2 協働発行业務者は、次の各号の条件を満たす者とする。

(1) 他の自治体で公民連携による「暮らしの便利帳(行政ガイド)」の発行実績又はそれに準ずる実績があること。

(2) 広告販売・制作・市内全戸配布を一括して行うことができ、その費用について全額負担できること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 本市から入札停止を受けていないこと。

(5) 本市が賦課徴収する市税の滞納がないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。

(7) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第5

1号。以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと、及び同法各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(8) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(協働発行事業者の決定)

第4条 協働発行事業者になろうとする者(以下「申込者」という。)は、指定期日までに、前条第2項第1号の発行実績を示す成果物又はそれに準ずるもの、申込書、誓約書、市税納付状況調査同意書を市長に提出しなければならない。

2 協働発行事業者については、申込者が1者の場合は、その者を協働発行事業候補者として選定し、協議を行った上で決定する。申込者が2者以上の場合は、申込者に企画書等の提出を求め、鈴鹿市広告掲載要綱第8条に定める鈴鹿市広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)委員により選考審査を行った上で決定する。

3 市長は、協働発行事業者を決定したときは、速やかに通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 便利帳の作成、発行及び配布に係る費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

(原稿の作成及び審査)

第6条 市は、行政情報等を協働発行事業者に提供し、これに基づき協働発行事業者が編集するものとする。

2 協働発行事業者は、便利帳に掲載する広告を募集するものとする。ただし、「鈴鹿市広告掲載要綱」及び「鈴鹿市広告掲載基準」に反する広告は掲載することができない。

3 協働発行事業者は、便利帳の発行前に、印刷原稿(以下「原稿」という。)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

4 市長は、協働発行事業者から原稿の提出を受けた場合は、審査委員会委員にお

いてその広告内容を審査するなどし、必要な場合は協働発行业者に原稿の修正を指示できるものとする。

(便利帳の納入等)

第7条 協働発行业者は、発行した便利帳を市内の全世帯に配布することにより納入に代えるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。

2 協働発行业者は、便利帳の電子データをPDFファイル等により市に納入するものとし、市は当該電子データを市ホームページ等に公開できるものとする。

(協働発行业者の責務)

第8条 協働発行业者は、便利帳の発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）の全てについて、一切の責任を負うものとする。

2 協働発行业者は、便利帳への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

(個人情報)

第9条 協働発行业者は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、便利帳の協働発行业者に関し必要な事項は、別に定める。